

袋井市教育大綱

対象期間 令和3年度（2021年度）から
令和7年度（2025年度）まで

令和3年（2021年）3月

袋 井 市

袋井市教育大綱の位置づけ

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、本市の教育の基本理念や施策の根本となる基本方針を定めるものです。

大綱の期間

令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間を対象期間とし、市総合教育会議において社会情勢の変化等に応じ必要と認めるときは、適宜、見直しを行うこととします。

大綱の推進と関連計画

取り組むべき具体的な政策、取組等については、本大綱の理念を踏まえ、袋井市総合計画の後期基本計画（令和 3 年度～7 年度）の中で体系化して整理します。

	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31・R元	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7
国 教育振興基本計画	第2期計画H25-29		第3期計画 H30-R4（5年）							
県 静岡県教育に関する大綱 静岡県教育振興基本計画	H30-R3（4年）								H30-R3（4年）	
	H30-R3（4年）									
市 第2次袋井市総合計画	基本構想 H28-R7（10年）									
	前期基本計画 H28-R2（5年）					後期基本計画 R3-R7（5年）				
袋井市教育大綱	第1次大綱 H28-R2（5年）					第2次大綱 R3-R7（5年）				
	◆教育理念ほか方向性を定める。									

基本理念

心ゆたかな人づくり

本市では、豊かな自然のもと、脈々と受け継がれてきた歴史や伝統、文化を大切にしながら、『心ゆたかな人づくり』を基本理念に、知・徳・体のバランスのとれた教育を推進してきました。

変化が激しく先行きを見通すことが容易でないこれからの新しい時代を迎えるにあたり、市民一人ひとりが自分らしく人生を楽しみ、生き抜くことができるよう、「不易」と「流行」の視点に立ち、あらためて『心ゆたかな人づくり』を基本理念に掲げます。

心ゆたかな人とは

生涯にわたって学び続ける「好奇心」あふれる人
郷土への愛着と誇りを持つ「情操」の豊かな人
こころざしをもって未来を拓く「意思」の強い人

基本方針 『心ゆたかな人づくり』を具現化するための3つの要件

『心ゆたかな人づくり』を進める上で大切にすること

1 自己有用感と自己肯定感を育む

袋井市では、一人ひとりが生涯にわたり意欲的に学び、多様な人々と学び合うことができるよう、自己有用感と自己肯定感を育成します。

『心ゆたかな人』になるために身に付けたい力

2 自ら行動する力と他者と協働する力を身に付ける

袋井市では、自分で考え、自信と責任を持ち、主体的に行動するための「自立力」と、集団にあって他者の存在を認め、話し合い、学び合い、協働するための「社会力」を身に付けることを目指します。

『心ゆたかな人』を育てるための環境・風土

3 学びたい時に、誰もが学ぶことができる環境を整える

袋井市では、学びたいと思う誰もが、あらゆる機会に、あらゆる場所において、生涯にわたって学ぶことができるよう、良好な学びの環境を整えます。

「不易」と「流行」：いつまでも変化しない本質的なものを忘れない中にも、新しく変化を重ねているものをも取り入れていくこと。これからの教育のあり方を検討する際によく用いられる言葉。

文部科学省中央教育審議会（21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第1次答申）平成8年7月19日）では、不易とは「どんなに社会が変化しようとも、時代を超えて変わらない価値のあるもの」であり、流行とは「社会の変化に関心を持ち、時代の変化とともに変えていく必要があるもの」と示している。

自己有用感と自己肯定感を育む

袋井市では、一人ひとりが生涯にわたり意欲的に学び、多様な人々と学び合うことができるよう、自己有用感と自己肯定感を育成します。

自らが暮らしを楽しむことに幸せを感じる人、周りの人に喜ばれることに幸せを感じる人、自分を表現できる心地よい居場所があることに幸せを感じる人など、幸せをどのよう
なときに感じるのかは人それぞれ異なりますが、「幸せに生きる」ということは、多くの市民の願いです。

そのために市として提供できるものが「教育」であり、一人ひとりの可能性を開花させる手助けとなるのが「教育」であると考えています。

袋井市では、一人ひとりが生涯にわたり意欲的に学び、多様な人々と学び合う（共に生き、共に育つ）ことができるよう、幼少期から一人ひとりの子どもの個性や意欲を尊重し、子どもの思考を促すことで自己有用感と自己肯定感を育成します。

周りの人に喜ばれることに幸せを感じる：地域貢献、利他の精神

自分を表現できる心地よい居場所がある：従来から本市が取り組んできた「魅力ある学校・学園づくり」の視点

幸せに生きる：自分らしく人生を楽しみ、幸せを感じながら生きる

例) 自らが暮らしを楽しむことに幸せを感じる

周りの人に喜ばれることに幸せを感じる

自分を表現できる心地よい居場所があることに幸せを感じるなど。

多様な人々と学び合う：文化やルーツの違い、LGBT（性的少数者を表す言葉の一つ）や障がいのある人たち、多様な考えを尊重した言動ができ、一人ひとりが個性を大事にしながら周囲の人たちと協働すること。

自己有用感と自己肯定感：自分を認め、ポジティブに捉えられる感情、自分が周りの人に役立っている、貢献していると思える感情

基本方針 2

「心ゆたかな人」になるために身に付けたい力

自ら行動する力と他者と協働する力を身に付ける

袋井市では、自分で考え、自信と責任を持ち、主体的に行動するための「自立力」と、集団にあって他者の存在を認め、話し合い、学び合い、協働するための「社会力」を身に付けることを目指します。

変化が激しく先行きを見通すことが容易でないこれからの新しい時代、人生 100 年時代とも呼ばれる長い人生を楽しみ幸せを感じながら生きていくためには、一人ひとりが確かな学力とあわせて、粘り強さやチャレンジ精神など（非認知能力）を備える必要があります。

このため、袋井市では、自分で考え、自信と責任を持ち、主体的に行動するための「自立力」と、集団にあって他者の存在を認め、話し合い、学び合い、協働するための「社会力」を身に付けることを目指します。

「心ゆたかな人」になるために身に付けたい力

自立力	社会力
学びに向かう意欲と力がある	高い言語能力がある
確かな知識や技能を身につけている	親和的なコミュニケーション力がある
自ら課題を発見し解決する力がある	豊かな表現力を備えている
豊かな感性がある	高い規範意識を備えている
粘り強く頑張り抜く力がある	多様な考えを尊重する寛容さを備えている
失敗しても立ち直る力がある	他者と協働する力がある
健康な心と体を持っている	他者に共感する感性を備えている
自分のキャリア形成に具体的な考えを持っている	社会に貢献したい気持ちを持っている

自己有用感 ・ 自己肯定感 に基づく自信を持っている

確かな学力：知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの（初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について（答申）2003年10月7日文科科学省中央教育審議会）

本市が掲げる「「心ゆたかな人」になるために身に付けたい力」の構成要素でもある。

非認知能力：粘り強さやチャレンジ精神など学力テストでは測ることができない力

「**自立力**」：自分で考え、自信と責任を持ち、主体的に行動する力

「**社会力**」：集団にあって他者の存在を認め、話し合い、学び合い、協働する力

学びたい時に、誰もが学ぶことができる環境を整える

袋井市では、学びたいと思う誰もが、あらゆる機会に、あらゆる場所において、生涯にわたって学ぶことができるよう、良好な学びの環境を整えます。

これからの新しい時代に必要となる「自立力」と「社会力」を身に付けるためには、学校をはじめ家庭や地域が、主体的に学び、様々な経験をするすることができる学びの場となる必要があります。

このため、袋井市では、幼小中一貫教育で中学校卒業までに確かな学力を身に付けさせることはもとより、学校でなければできない教育、様々なことを考える経験を積ませることを重視します。

また、従来から大切にされてきた、家庭や地域などが社会全体で相互に関わり合い、共に教え育て合う意識を絶やすことなく醸成します。

さらに、このような考えのもと、学びたいと思う誰もが、あらゆる機会に、あらゆる場所において、生涯にわたって学ぶことができるよう、新しい時代にふさわしい良好な学びの環境を整えることに努めます。

幼小中一貫教育：小中一貫教育に加え、幼児教育（3～5歳児）を含めた12年間の教育プログラムを構成し、系統的かつ効果的な教育を目指す教育

学校でなければできない教育：同学年や異学年の児童生徒をはじめ教職員と実際に面会して、相互に意見を交わす体験、仲間や友達との関わり合う中での学びなど

様々なことを考える経験：社会人になって味わうような体験、実社会を想定したシミュレーション

相互に関わり合い、共に教え育て合う意識：一人ひとりが人材育成（教育）に貢献しようとする意識

学びたいと思う誰もが、あらゆる機会に、あらゆる場所において学ぶことができる：家庭環境などによって受ける教育に差が生じることがない。SDGs（持続可能な開発目標）の視点、誰も取り残さない。

新しい時代にふさわしい良好な学びの環境：ICTを活用した教育を行うための環境（通信環境を含む）、STEAM教育（科学、技術、工学、芸術・教養、数学の要素を盛り込んだ教育手法）やリカレント教育（学校教育を終えた人が再び学ぶこと）など社会が求める新しい教育にも対応できる教員や指導者の資質の向上、一人ひとりが人材育成（教育）に貢献しようとする意識や風土など

教育に関する政策体系図

教育大綱
基本理念

心ゆたかな人づくり

基本方針

- 1 自己有用感と自己肯定感を育む
- 2 自ら行動する力と他者と協働する力を身に付ける
- 3 学びたい時に、誰もが学ぶことができる環境を整える

総合計画
後期基本計画

子育て 教育

健康 医療 福祉 スポーツ

協働 地域 歴史 文化 国際交流 共生

政策

(政策1)
子どもがすこやかに育つまち
を目指します

(政策2)
健康長寿で暮らしを楽し
むまちを目指します

(政策6)
市民がいいきと活躍するまち
を目指します

取組

(取組1)
みんなで支え合う子育て環
境の充実

(取組2)
未来に輝く若者の育成

(取組5)
誰もがスポーツに親しま
ちづくりの推進

(取組1)
市民と行政の協働によるま
ちづくり

(取組2)
教養ゆたかな人づくり

(取組3)
共生社会の確立

取組の
基本方針

- 1 安心して子どもを産み育てられる支援体制の充実
- 2 子どもにとって良質な教育・保育の提供
- 3 すべての子どもの育ちを支える環境の充実

- 1 よりよく生きる力の育成
- 2 確かな学力を育む教育の推進
- 3 健やかでたくましい体を育む教育の推進
- 4 子ども一人ひとりを大切にした支援の充実
- 5 質の高い教育環境の整備

- 1 多様性に応じたスポーツ活動の推進
- 2 誰もが気軽に取り組めるスポーツ環境の充実
- 3 アスリートの育成とトップスポーツに触れる機会の創出
- 4 スポーツを通じた地域の活性化

- 1 自治会（連合会）活動の維持・促進
- 2 多様な担い手による地域づくり活動の充実・支援
- 3 市民活動の促進と交流・連携の機会の創出

- 1 社会全体が連携した社会に貢献する人づくりの推進
- 2 市民の学び合い・地域づくりへの支援
- 3 文化・芸術の振興と郷土の歴史資源の保護・活用
- 4 読書活動の推進と図書館機能の拡充

- 1 男女共同参画と女性の活躍の推進
- 2 国際交流・多文化共生の推進
- 3 生活困窮家庭の生活支援
- 4 人権意識の向上と安全・安心な生活の確保

※市教育大綱と市総合計画後期基本計画の教育、スポーツ、文化芸術分野を体系的に結び付け、その総体をもって市教育振興基本計画と位置付ける。